

総務建設委員会会議録

開閉日時 令和2年9月15日（火） 午前10時00分～午前10時51分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 荒川 義孝、 4番 神谷 利盛、 6番 柴田 耕一、
7番 長谷川広昌、 10番 杉浦 辰夫、 12番 鈴木 勝彦、
13番 今原ゆかり、 16番 倉田 利奈、
オブザーバー
副議長（9番） 柳沢 英希

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 神谷 直子、 3番 杉浦 康憲、 5番 岡田 公作、
8番 黒川 美克、 11番 北川 広人、 14番 小嶋 克文、
15番 内藤とし子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政GL、行政G主幹、財務GL、財務G主幹、
市民部長、市民窓口GL、経済環境GL、
税務GL、税務G主幹、
都市政策部長、土木GL、都市計画GL、防災防犯GL、
上下水道GL、上下水道G主幹
監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- (1) 議案第55号 高浜市都市計画事業基金の設置及び管理に関する条例の制定について
- (2) 議案第56号 高浜市空家等の適切な管理に関する条例の制定について
- (3) 議案第57号 市道路線の認定について
- (4) 議案第60号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第8回）
- (5) 議案第61号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
- (6) 議案第62号 令和2年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
- (7) 議案第63号 令和2年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- (8) 議案第65号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る9月7日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております、議案付託表のとおり、議案8件

であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより、議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷利盛委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いします。

説（総務部） 特にございませぬ。よろしくお願ひいたします。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複をできるだけ避けていただきますようお願いいたします。

《議 題》

- (1) 議案第55号 高浜市都市計画事業基金の設置及び管理に関する条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問(16) 議案第55号なんですが、先日の総括質疑でいろいろお聞きしたことがございますが、最後にちょっと一つだけ確認したいと思います。

この都市計画事業基金を設置されて、基金の積立てがされていくっていう方針だと思うんですけど、その積立てたものに対して、現在、何か計画があるのかないのか、そこの部分だけ最後ははっきりしていただきたいと思います。お願いします。

委員長 16番、倉田委員。前回、議題の中でその質問は当局のほう答えておりますが、それは念のための確認ということでしょうか。
意（16） はい。念のため再度、確認をお願いいたします。

答（副市長） 総括質疑というのではなくて決算特別委員会でお答えしたと思います。今、私どもが推進をしていきたいという事業の中に、吉浜地区の下水道事業と雨水排水対策事業、これを進めてまいりたいと考えておりますので、その事業費の全体像が見える時点までは現行どおりの税率は維持をしていきたいと考えております。

問（16） 今の雨水排水対策事業をやるってことはわかったんですけど、それが、いつ行うのかという計画。今、出来ているのか出来ていないか。それから、それをいつ行うという前提でこの積立てをされているのかお答えください。

答（都市政策部） はい、前回するときにも御答えをさせていただきましたが、現在、大規模雨水処理施設整備事業ということで、中吉樋門と樋門に通ずる排水路の抜本的な改修を手法を含め、現在、検討しているところでございますので、まだ、いつからかというところは、現在、決まっておられません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第55号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第56号 高浜市空家等の適切な管理に関する条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問（6） 二点ほど伺いたいんですけど、第8条の関係で、行政代執行もしくは略式代執行を行うことができるというふうなうたっているん

ですけれど、所有者の不明の場合は要するに略式代執行で行うと思うんですけれど、こういった場合、解体費、それは自治体が持つということだと思っただけなんですけれど、こういった場合、要するに回収が課題となってくるんですけれど、そこら辺のことをどういうふうにご考慮されているのか。

それと、物件がたぶん44件ほど、あるというふうで聞いておるんですけれど、そこら辺の要するに所有者等の確認が全て出来ておるのか。それと、その所有者に対して通知等は年に1回なり初回のみなのか、そこら辺の考えをお聞きしたいと思います。

答（都市計画） お答えいたします。まず条例第8条の関係で、略式代執行の費用的なところの御質問がございました。こちらの費用につきましては、基本的には略式代執行の場合ですと、行政代執行法の規定によらないということが書いてございます。よって、強制徴収をすることが出来ないという形になっておりまして、一旦、市が立てかえたりは行いますけれども、ただ、その費用につきましては、民事訴訟を提起し、回収を行っていくことを考えております。

あと、2点目の御質問の44件の空き家の御質問でございますが、こちらの44件につきましては、基本的には全て所有者の方は確認をしております。

あと、通知でございますがこちらにつきましては、空き家の啓発ということで、年に数回、チラシの配布だとかそういうような形で啓発を行ってございます。

問（6） はい、ありがとうございます。7条の但し書きに関係してくるかわからんですけれど、民事訴訟をやるという話なんですけれど。今のところ、こういった確認済みというお話ですので、まだいいとは思ってますけれど、今後、要するに人口減だとか、そういった関係で、たぶん空き家がふえてくると、そういう事例も、また多くなってくると思いますので、そこら辺、きちんと注意しながらやっていただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかに。

問（１） 議案第56号について、４点ほどお聞きしていきたいと思imas。

まず、なぜこの時期に本条例案を上程することに至ったのか、その理由についてお聞かせください。

答（都市計画） お答えいたします。本市では平成31年３月に空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、高浜市空家等対策計画を作成いたしました。

この計画策定後、計画で掲げました、空き家等の適切な管理の促進や利活用の促進に取り組み、また、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家等の除去の促進に向けた制度設計につきましても、検討を行ってまいりました。

なお、これらの取り組みにつきましては、学識経験者などの方で構成いたしました、空家等対策計画推進委員会を発足いたしまして、幅広い意見をいただきながら進めてまいりました。

このほど、本委員会での検討を重ね、空き家等の除去の促進に向けた制度設計、条例案を取りまとめることが出来ましたので、本議会に上程をさせていただくものでございます。

問（１） ありがとうございます。それでは次に、特定空家等の対象といたしまして、条例第7条に４つの状態が示されておりますが、この状態の判定に対する考え方、また具体的にどのようなものなどが特定空家等になるのか、お聞きしたいと思います。

答（都市計画） お答えいたします。特定空家の判定につきましては、国が示した、特定空家等の措置に関するガイドラインを参考に、主に空き家の建物の状態であったり周辺への悪影響の程度などにより判定することとなります。

具体的なものとして例をあげますと、建物の状態といたしましては、台風や地震で倒壊する可能性がある建築物、あと、建物の材料が飛んで、それが人に当たってけがを負わせてしまう危険性のある建築物。

また、周辺への悪影響の程度といたしましては、ごみの放置、排水施設の破損等が原因による臭気が発生する可能性がある建築物などがあげ

られます。

なお、特定空家の認定につきましては、個人の財産に対して多大な影響を与える行為となりますので、公平性や適正性を確保するため、高浜市空家等対策協議会に諮り、認定することといたします。

問（１） ありがとうございます。次に、特定空家等に認定されたあとに、指導、勧告などの措置を実施する上で、特定空家等の所有者等が、認知症などの理由により判断能力が不十分な方がいた場合、どのような対応をするのかお聞きしたいと思います。そしてまた、中には認知症を患っている高齢者の方で身寄りのない方もおられると思います。これらの方への対応についてもお聞きしたいと思います。

答（都市計画） お答えいたします。まず１点目の御質問の特定空家の所有者が、認知症などの理由により判断能力が不十分な方につきましては、配偶者の方や親族の方と成年後見制度も視野に入れ、相談しながら、適正な管理、建物の修繕を促してまいりたいと考えております。

次に２点目の御質問でございますが、認知症を患っている高齢者の方で、身寄りのない方につきましては、市が法定後見の開始審判の申立権により、成年後見の申立てを行うことも可能ではございますが、これらの対応につきましては、専門家の意見を伺いながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

問（１） 最後です。本条例の周知方法についてお聞かせください。

答（都市計画） 本条例の周知方法といたしましては、概要をまとめたチラシを作成いたしまして、窓口での配布や公式ホームページへの掲載、また、空き家等の対策について、連携をいただいております公益社団法人高浜市シルバー人材センター、そのほか、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会のほうにも、御協力をいただきながら周知を図り、市内の空き家の適正な管理の促進、改善等の促進につなげてまいりたいと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第56号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第57号 市道路線の認定について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第57号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第60号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第8回）

委員長 質疑を行います。

問（6） 補正予算書65ページの賦課徴収費の中で、市税の賦課事業の中で過年度の還付金及び加算金というのが1,000万、補正であげられとるんですけれど、これは、なぜ今の時期なのか。それとも、今回、あげないかん理由があれば教えていただきたいのと。

あと、もう1点、77ページの公債費の中で、元本の償還事業で償還金、長期償還金が増額されておるんですけれど、利子の事業費のほうが、1,000万ほど減額されております。たぶん、長期の償還をされたと思うんですけれど、そこら辺のことを。この2点伺います。

答（税務） 御質問にありました、償還金の1,000万の増につきまして、当初予算の編成後ですが、昨年末、米中の貿易摩擦及び年明けの新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、輸出などの外需が大幅に減少いたしました。また、国内におきまして、企業の生産活動は低迷をしていることから、今年度の法人市民税におきまして、当初4,000万円で還付金のほうを計上しておりましたが、令和元年度に予定納税として納付していただいた税額のうち、確定申告の提出時に予定納税分の還付が発

生をいたしました。

今後もこのような法人の還付が見込まれる中で、9月補正で増額の補正をさせていただいた理由としましては、還付の申告書が提出された際に、予算が不足することで還付が出来ないということを未然に防ぐとともに、仮に発生した場合でも早期に還付することで、少しでも還付加算金を抑制するために、9月定例会にて1,000万円の補正を計上させていただきました。

答（財務） 公債費の件で御質問いただきました。まず、元金の増額でございますが、これは、率の見直しにより増額になっております。利子の減額につきましては、元年度の借入れについての利率、これは当初予算の時点では見込みで計上しておりますが、その率、金額が確定したことによる減額でございます。

委員長 ほかに。

問（12） 補正予算書の65ページ。2款3項1目、戸籍住民基本台帳事務事業の中の委託料1,220万6,000円ということですがけれども、なぜ、この9月補正にあげる必要があったのかと、この内容を教えていただきたいと思えます。

答（市民窓口） まず9月補正が必要となりました理由につきまして、令和元年5月31日に公布されました、デジタル手続法と戸籍法の一部を改正する法律により、全国の自治体では令和6年までの間に複数の施行日に合わせたシステム改修を行う必要が生じております。今後、国からの指示に従って各市町村がシステムの改修を行ってまいります。詳細なスケジュールにつきましては、国から示されておらず、今年度にその詳細が示されたということになります。

今回、お願いいたします1,220万6,000円の補正は、総務省附票ネットワークシステムの対応にかかる費用で、補助率10分の10の国庫補助金の対象となっております。

2点目で、この委託料の内容についてだと思いましたが、全てのシステムの改修を終えた5年後には、全国の市町村間が電子化されマイナンバー制度のために整備された情報提供ネットワークを通じて、戸籍関係情

報が確認できるようになり、本籍地以外の最寄りの市町村で自らの戸籍であったり、父母の戸籍謄本が請求できるという形になってまいります。委員長 ほかに。

問（４） 補正予算書67ページをお願いします。３款１項13目、療養給付費負担金及び後期高齢者医療事業についてお伺いいたします。９月の補正予算で、療養給付費負担金の補正予算をよく見かけますが、補正予算が必要となる理由について教えてください。

もう１点。1,915万2,000円の増額補正を合わせて教えてください。以上です。

答（市民窓口） ９月補正の理由につきまして、療養給付費負担金につきましては、直近の療養給付実績の12分の１の額を負担見込額として算出し、毎年度当初予算に計上させていただいております。予算計上いたしました概算負担金は、愛知県後期高齢者医療広域連合にお支払いをし、翌年度に給付費の実績に基づき、過不足を精算する仕組みとなっております。例年６月ごろに給付費の実績額が広域連合から示されるため、直近の議会となりますこの９月議会のほうで補正をお願いさせていただいております。

もう１点の補正額につきまして、今回の1,915万2,000円の増額補正につきましては、令和元年度に２億8,963万9,000円の概算負担金として、広域連合へお支払いをしておりますが、令和元年度の給付実績額の12分の１の額が、３億879万801円となり、不足額の1,915万1,801円を今回の補正予算で計上させていただいております。以上となります。

委員長 ほかに。

問（16） 補正予算書の61ページの２款１項１目、総務管理費の入札契約検査管理事業、それからその下の２款１項９目、財産管理費のこちらも財産管理事業費、普通旅費ということで、マイナスですね、計上されているのと。

あと65ページの２款６項１目の監査委員事務局の運営事業のこの費用弁償と特別旅費の部分、この部分について御説明をお願いいたします。

答（財務） まず１点目の入札契約検査管理事業の普通旅費の減でござ

いますが、コロナウイルスの関係で、会議が中止になり、その旅費を減額するものになります。

それから、2款1項11目の財産管理費の財産管理事業の修繕料の減でございますが、これもコロナウイルス感染症による財政への影響を踏まえて、サンコート三高の駐車場の照明器具の取り替えを来年度以降に延期をしたことによる減額でございます。

答（監査委員事務局） 65ページの監査委員事務局運営事業の費用弁償と特別旅費の減額ですけれども、ただいまお話がありましたように、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、総会等の、それが中止になったということで、減額となっております。

問（16） 同じく67ページ、3款1項1目の会計年度任用職員の管理事業の費用弁償の費用と、それから73ページ9款1項1目の消防費消防団活動費の委託料の減額。この2点についても御説明をお願いいたします。

委員長 16番、倉田委員。会計年度は、福祉文教委員会の所管になりますので、そちらのほう、質疑のほうは取消しをさせていただきます。

答（防災防犯） それでは補正予算書73ページ、消防団の委託料、35万の減額について御説明申し上げます。こちらの関係でございますが、8月に予定をしておりました愛知県の操法大会等が中止になったことによる減額となっております。以上でございます。

問（16） では、ちょっとページ戻りまして、補正予算書8ページの債務負担行為補正についてお聞きいたします。まずこの債務負担行為についてですが、ちょっと私には総務建設委員会に付託された理由がちょっとよくわかりませんでした。土地購入は土地開発公社ですが、あくまでもこども育成グループが購入するために、一般会計の補正予算として議案上程されているので、私は福祉文教委員会の付託になると思っておりましたが、まず総務建設でいいのかどうかというところと、2点目にそれであれば今後もこのような事例があった場合。

委員長 16番、倉田委員。どこに付託っていうのは議運でもう協議されてますので、今ここで質疑をするところではないと考えます。質問を変えてお願いします。

問（16） わかりました。ではまずこの土地の場所について、明確な資料がありませんでしたので、土地の購入場所について、明確に分かるようにまず御説明をお願いいたします。

答（都市計画） 御答えいたします。土地の購入場所でございますが、高浜市青木町六丁目1番8、他4筆の土地でございます。

委員長 あ、聞こえません。

問（16） その土地の坪数、坪単価。それからこのあいだですね、この金額には金利とか手数料は入っていませんという答弁があったかと思うんですけど、今後5年間にかかる金利及び手数料を概算でどれくらいになるのかというのを教えてください。

答（都市計画） 御答えいたします。まず、坪数の御質問が1点目でございます。坪数につきましては、約126坪でございます。坪単価といたしましてはこちらまだ予算の段階の単価でございますけれども、約29万円でございます。あと5年の金利ということでございますが、申し訳ございません、ちょっと金額までは試算してございませんが、直近で御答えさせていただきますと、土地開発公社の、この令和2年3月31日現在の借入れ利率というのが0.08%の利率で借入れしておりますので、よろしくをお願いいたします。

問（16） 手数料を概算でどれくらいになるのかちょっと教えていただきたいのですけれど。そちらは、ありますか。概算で結構です。

答（都市計画） 手数料という御質問でございますが、実際に土地を購入する上での例えば不動産鑑定手数料であったり、そういうような費用の御質問かと思えます。不動産鑑定手数料につきましても、これはあくまで予算ベースでございますが、16万5,000円ほど土地開発公社の予算のほうを予定のほうさせていただいております。以上でございます。

問（16） 不動産鑑定手数料のほかには何か雑費でかかってくる。

委員長 16番、倉田委員。その予算については土地開発公社のほうの予算になります。今ここで議論されているのは、限度額、用地費、3,817万6,000円と経費及び利子に相当する額の審議になりますので、その辺含めて質疑のほうをお願いいたします。

問（16） 審議なんですけれど、これは決まってしまうと必然的に買い戻すことになるので、やはりそこはわかる範囲で教えていただかないと、と思いますのでお願いいたします。分かる範囲で結構です。

答（都市計画） それ以外の取得に伴う経費的なものでございますが、測量の委託のほうを、予算計上を予定させていただいてございます。こちらのほうが40万9,000円でございます。あとは、土地売買の契約用の印紙で3万円ほど予定をさせていただいてございます。

問（16） ではまず、この土地購入に対する予算要求の確認ですが、どこの部署からあがったのか、また予算要求があった日を教えてください。

委員長 16番、倉田委員。その質疑が今回の審議の賛成、反対、どのように影響するのか。

意（16） これは土地開発公社で買うのか、一般会計で買うのかっていう部分とか、その他もろもろ関わってくる質問ですので、しっかり答えていただきたいと思います。

委員長 当局におかれましては、わかりやすく端的にお答えください。

答（副市長） さきにお答えをしたはずでございますが、私どもは当初、高小整備事業の北口の出入り口の拡張について、必要だろうということで地主と交渉をさせていただいた。その結果等は以前、答弁したとおりでございますが、要は、私どもとしてはどこの部署からどうのこうのというよりも、土地開発公社として必要な土地であるという認定をして、そのための事前交渉を行ったということでありますので御理解をいただきたいと思います。

問（16） 必要かどうかを決めるのは土地開発公社なんですか。私は市だと思ってたんですが。市から買うってということで土地開発公社を通すという理解なんですけれど、今の答弁だと土地開発公社が必要という判断をしたってことですか。

答（副市長） 私も、市の副市長という立場もあります。土地開発公社の理事長という立場もありますが、当然、市として必要なので先行取得のために、公社を活用したということであります。

問（16） では、その活用が必要だということを決めたのはいつになる

か教えてください。

答（副市長） これもさきに御答弁申し上げたと思いますが、最初の交渉のときには、その当時、倉庫があったので、建物補償をした上での土地の購入というのは、財政負担が大きいということで見送ったということであり、今年に入って、その倉庫がなくなったということで、再度、交渉したということでもありますので、今年になってからということでもあります。

委員長 委員におかれましては、重複な質疑は避けていただきたいと思います。

問（16） 倉庫の建物補償でお金がかかるという話だったんですけど、本当に必要な土地であれば、私はそこは補償して買うべきだったんじゃないかと思うんですね。なぜ今そういうふうにあがったのか。ちょっと私よくわからなかったんですけど。

次の質問にいけます。先日の答弁で一般会計だと起債が出来なくて、土地開発公社で一度買ったものを市が買い戻すと起債ができるっていうのが、なぜできるのかということを知りやすく御説明ください。

委員長 答弁をお願いします。

答（都市計画） 現在の土地を一般会計が取得しても、先ほど申しました起債の対象にはなりません。ただ、土地開発公社が取得することによってあくまで先行取得でございますので、それを買い戻すときに起債の対象になるという形でございます。

問（16） すいません、ちょっとよく聞こえなかったんですけど、ごめんなさい。一般会計だと起債が出来たのか、出来ないのかどちらですかね。ちょっと最後ちょっと聞き取れなかったもので、申し訳ないですけど。

答（都市計画） この土地を、土地開発公社の先行取得ではなく、一般会計がそのまま取得する上で、起債の対象にはなりません。一旦、土地開発公社が取得いたしまして、土地開発公社が所有した土地を市が買い戻すときに、先行取得事業の関係で、起債の対象になるというものでございます。

問（16） おっしゃってることはわかるんですけど、それがなぜそこが違うのかっていうところをちょっとわかりやすく教えていただけますか。

委員長 16番、倉田委員。地方財政上の制度の部分になります。恐らく制度的なものなので。

問（16） いや、私は一般会計で買ってほしいと思ってるもんだから言ってるだけであって、それで起債が先日、一般会計だと出来ないけれど、土地開発公社で一回買ったものは、あとで起債できるっていう説明があったもんですから、それがわからないから、ちゃんとそれがなぜ出来て出来ないのかっていうその違いを教えていただかないとわかりませんのでお願いします。

委員長 先日の総括質疑でも副市長のほうがその辺は答弁されていると思われませんが。ほかに。

「議事進行。」と発声するものあり。

問（16） 私は答弁されてないという理解です。

じゃあ次に行きます。市が計画的に買う土地については起債が認められると思うんですけど、今まで計画のなかったもので、突如、購入した土地に対して起債ができるのかということ、この5年間で土地活用について考えるという答弁があったんですけど、土地開発公社で先行取得する時点で、具体的な利用のない土地に対して市が買い戻すというときに起債が可能ということよろしいでしょうか。ここの確認だけお願いします。

答（都市計画） 用地取得に伴いまして、土地開発公社が取得した場合には、定めの中で買い戻す際に起債の対象になるというふうに理解のほうはしております。

問（16） 土地開発公社で購入して持ってる間に、この土地をどのように活用するか考えるということは、そもそも複合化した高浜小学校の計画が最初からきちんと出来ていなかったんじゃないかと思うんですけれ

ど、その辺りはどうお考えでしょうか。

答（副市長） 私、先ほど申し上げたように、高小整備事業の中で北側の出入り口は少し拡張をしたほうが使い勝手がいいだろうということでスタートをいたしました。要は、相手方がある話でございますので、先ほど申し上げたように、最初的时候は話もうまく出来なかったということで。倉庫が壊されたあとで、私どもとしては財政負担のところも鑑みて、購入をしていくという決断をしたものであります。

問（16） 高浜小学校の整備事業が今終わろうとしてるんですね。ですので、この土地はまず事業計画の範囲に入っていないってことを確認したいということと、入っていないのであれば、この土地に対して将来何らかの活用するのであれば、その活用方法を実行するために、また事業費がかかってくるということですよ。御答弁をお願いします。

答（副市長） 私ども公共施設の総合管理計画をですね、施設を選択と集中をやっていくという計画であります。以前から申し上げているように、教育、保育施設というのは、集中的に投資をしていく分野であるということは、過去から申し上げているところであります。

問（16） 土地開発公社で一度購入するってということは、先ほども言っているように土地代に加えて、土地開発公社が購入のために借りた利息とか手数料もろもろ、いろいろかかってくるということだと思っんですけど、一般会計で購入すれば、利息とかそういうものはかかってこないと思っんですね。私は今回の土地の購入について、土地開発公社を使うということは、私は税金の無駄遣いのように見えるんですけど、今回、何億というお金が動く話ではない土地の購入に関して、今後、起債可能なものはあらゆるものを起債して支出の平準化をするのかどうか教えてください。

答（副市長） これも以前、答弁をいたしました。今、コロナの影響の中で、法人市民税は確実に減額傾向で、来年度の個人の住民税も恐らく大きくマイナスになるだろうと。そういうことがあるので、一旦、公社で。相手がある契約でありますので、今年のうちには契約が必要なんです。それで、公社のところをかませた。もしですよ、これは確実にあ

りませんが、全体の税収を見て、1年間で買い戻すことができるならば買い戻します。以上です。

委員長 16番、倉田委員。先ほど税金の無駄遣いになると思われると発言されておりますけれど、そういった場合は、具体的な根拠を示して、どの分が無駄遣いになるのか、数値も示して根拠を示して、質疑のほうをお願いしたいと思います。

意(16) 根拠というか、さっきから言っていると思うんですけど、土地開発公社が購入のために借りた利息がかかってくるってことを言っているんですよ。一般会計で、今回、買わないということはちょっと私は理解出来ないので、今後、歳入が減っていくっていう中で、来年でも買い戻すっていう話があるんですけど、なぜ今年、一般会計で買わないのかっていうところを教えてください。

不規則発言あり

委員長 総務部長、的確にお願いします。

答(総務部) このことは、先日、内藤とし子議員の御質問でお答えをいたしました。市の財政状況を中長期的に鑑みますと、9月補正後の財調の残高は、14.数億円しかありません。これまで、例年18億円から19億円がこの時期にございました。例年に比べて、4億円程度、少ない状況です。そうした中で、新型コロナの影響で、法人市民税、個人市民税等の減収が見込まれる。また新型コロナ対策への財政出動が、必要になってくる。リーマンショックのときに、平成22年から24年の3年間で10億円の財政調整基金を取り崩しております。新型コロナはリーマンショックを上回るとも言われております。そうしたなかで、3,800万円くらいという御質問がございましたけれども、信用保証料補助金の補助金は5,000万円でございます。今後の財政運営を考えますと、3,800万円は決して少ない金額ではございません。現下の状況下において、公社にて購入して基金残高を少しでも確保していきたい、そういった趣旨でございます。

問(16) では、たかはまこども園として使うような話が先日あったか

と思うんですけど。たかはまこども園からは、いつどのような事業を行いたいという話があるのか、また、現在どのようなところまで話が進んでいるのか教えてください。

委員長 16番、倉田委員。議題の範疇を超えていると思われます。

問（16） これ、だから、買う。もう土地開発公社で買って、そのあとに市が買い戻すってことになるので、本当に必要かどうかというところを議論しないとイケませんのでちゃんと教えてください。

答（副市長） 将来を見据えて先行取得をしていくというのは、公社の使命であります。たかはまこども園の関係は、少し申し上げると、一番古い園舎がこれで30年を過ぎるぐらいであります。まだ一度、大規模改修をして、まだまだ本当の建て替えはこの先だと思いますが、いずれ、建てかえの時期が来るときに、現在の敷地の中でやるというのは非常に難しいだろうということで、今、どういう計画があるかということはありませんが、一つの選択肢として、土地が青木通りと地続きになる土地があれば、選択肢がふえるということであります。何に使うんだということをおっしゃいますが、保育施設です。間違いなく。もう一つ申し上げるならば、吉浜地区に一つ保育園があります。そこも一回大規模改修を挟んで使うという計画でありますが、その先のことも考えています、公社が。それが仕事でありますのでよろしくお願いします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第60号の質疑を打ち切ります。

（5）議案第61号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第61号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第62号 令和2年度高浜市土地取得費特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第62号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第63号 令和2年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第63号の質疑を打ち切ります。

(8) 議案第65号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第65号の質疑を打ち切ります。

委員長 以上で付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第55号 高浜市都市計画事業基金の設置及び管理に関する条例の制定について

挙手多数により原案可決

- (2) 議案第56号 高浜市空家等の適切な管理に関する条例の制定について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第57号 市道路線の認定について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第60号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第8回）

挙手多数により原案可決

(5) 議案第61号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

(6) 議案第62号 令和2年度高浜市土地取得費特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(7) 議案第63号 令和2年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(8) 議案第65号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時51分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長